

令和6（2024）年度 たすけあいサービス事業費補助金 実績報告書について

1 提出期限

4月1日（火）～4月11日（金）まで

2 提出方法

(1) 初めて実績を報告する団体

窓口持参（要予約）

(2) 2回目以後

窓口持参（要予約）または郵送

※希望により、メール sasaeai@kashiwa-shakyo.or.jp にて書類の事前確認ができます

※窓口持参する場合、不在のこともありますので、事前に御予約をお願いします

※郵送で提出された書類に訂正が必要な場合は来所していただくことがあります

3 提出書類

① 実績報告兼精算書（第5号様式）

② 事業報告（第6号様式）

③ 決算（第7号様式）

4 精算（返納）額について

対象事業にのみ活用が可能のため、対象事業を実施したうえで補助金に残金が生じた場合においては精算（返納）が必要となります。精算（返納）の手続きについては、個別に御説明させていただきます。

5 留意していただきたいポイント

(1) 補助金申請から次の変更があった場合、変更届出書（第8号様式）を添付してください。

① 団体の名称 ② 団体の所在地 ③ 代表者の氏名、住所

④ 事業の名称 ⑤ 会則（当該事業に関するものに限る）

(2) 収支決算報告について次の点を事前に確認してください。

① 補助金以外の収入も計上すること。

② 翌年度繰越金を計上することで収支を一致すること。

③ 決算は別紙の添付ではなく、第7号様式へ記入をお願いします。備考欄には主な支出内訳を記載してください。ただし、会議費は備考欄に会議の回数「●回」を記載してください。

6 その他

「補助金を目的以外に使用したとき」「本来の趣旨と逸脱」「補助事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不相当と認めた」場合は、補助の取消・返還となります。

7 問い合わせ

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 地域支援担当

〒277-0005 柏市柏5-8-12 ラコルタ柏2階（教育福祉会館）

電話04-7163-1200

Eメール sasaeai@kashiwa-shakyo.or.jp（- はハイフンです）